

下種の研究 其の二

松井孝純

目次

一、序

二、他宗學僧のみた日隆聖人の法體同異觀について

三、法體同異を諍う本圀寺と本成寺

四、日隆聖人の本圀寺、本成寺に對する法体同異觀

五、誤まれる日隆聖人に對する法體同異觀を糺す

六、日隆聖人は本勝迹劣の法體觀なり。

下種の研究

一、序

下種する種子に法種、佛種、乘種という三種の區分がある。その區分された種子の特色について⁽¹⁾「下種の研究（其の一）」に論述したが、その途上「法體本迹同異」の問題に關し、日隆聖人に論評が加えられ、四帖抄の「本迹下種之母ノ實相ハ同體ナリ」等の文を擧げて、日隆聖人が法體に本迹を分別していないと云い、果てはその論評をうのみにした末學の間で、日隆聖人が法體に關しては本迹同體説であつて「本迹雖殊不思議」の天台同體論者の如く論斷するものがあるので、下種の種子と關係のある實相法體について、聖人の眞意を述べようとするものである。

二、他宗學僧のみた

日隆聖人法體同異觀について

「日蓮教學の研究」なる望月歡厚師の著述の中に、

⁽²⁾又「私新抄」の中に、本迹實相に不同ありと（日隆聖人）は論斷している。そう論斷はしているが、不同の意味は徹底していない。久近本迹の上に立つた本迹觀で實相の異りを説明しようとするから久近即ち能顯の佛、及び能證の佛、即ち人の方から實相の理の相異を説明し、實相の久近の相異から體の理の不同を説明しようとしたのである。ただ、そこで不思議に思えるのは斯ういう風に云つてゐることである。實相の母は本門も迹門も相違が無い。併し久遠の佛、近成の佛という相違があるから、境と智とを夫婦と考へて、實相の王母には相違はないけれども、王の久近

に於ては相違があるといふのであるから結局、宗章勝劣體章一致の説と同斷である。

これを裏付ける文證として、

故ニ母方ハ大通下種ノ王女ノ母モ上臈ナリ、本門久遠下種ノ王女ノ母モ上臈ナリ。故ニ本迹下種ノ母ノ實相ハ同體ナリ。

下種ノ母方ハ本迹異ナルトイフハ父方ナリ父方ニ依ツテ本迹ノ相異アリ、不思議一ハ母方ナリ。又二門ハ父ナリ、又本ト迹トハ父ナリ。體ハ母ナリ。是ノ故ニ權實ハ母ヲ論ジ、本迹ハ父ヲ論ズ。

を擧げている。そして

是では本迹實相は違ふとは云うものの、何處まで相違するかはつきりしない。其の他種々の法相を用いて今の異義を説明はしているが、要するに相異は久近本迹、實相の體は同じである。

と實相同が日隆聖人の法體觀であると評價しているのである。

次に、執行海秀師の「日蓮宗教學史」⁽³⁾の中にも、日隆聖人の法體同を論じ、台當法體同が聖人の本迹法體觀であると論じているのである。即ち

従つて日隆の教學は種脱、教觀一雙の教學であつて、かの石山派や當時の未分一致論の教觀勝劣とは異なるものである。從來の教學が種脱、教觀の法體的相違を分つて、その間に勝劣を論ぜんとした觀心派の教學であつたのに對し、日隆はかかる觀心主義の教學を教相主義に引戻されとしたのである。

ところで日隆は前述の如く、在世の壽量品の脱益に於て、台當の本迹を分たずして、それを直ちに迹と下し、在滅、種脱に台當の本迹を分別している。而して、然もその間に法體同を論ずるが故に、その歸するところは台當法體同となり、ただ行相の面に於てのみ本迹を分つてゐるのである。

この論述の裏付け文證として、一帖抄の文を擧げて

在世ト末法、種ト脱ノ異リハアリトモ、其ノ體ハコレ同ジ、故ニ一同ニ純圓トハ釋スルナリ……
所詮一品二半ト八品トハ一妙ノ上ノ種脱、在世滅後ナリ。故ニ一法ノ二義ト得意ベキナリ。

との文を擧げてゐる。

要するに望月、執行兩師は、日隆聖人の「四帖抄」の一節をあげて、實相の母は本門も迹門も相異が無いが、然し久遠の佛、近成の佛という相異がある。したがつて境と智とを夫婦と考えた日隆聖人が、實相の王母には相異はないけれども、王の久近においては相異があると云つてゐる。それでは結局、本園寺日傳や日總などが唱えた宗章勝劣體章一致の説と同斷であると云い、然も、同帖の「權實ハ母ヲ論ジ、本迹ハ父ヲ論ズ」という文を擧げて「是では本迹實相は違ふとは云うものの、何處まで相違するかはつきりしない。其の他種々の法相を用いて今の異義を説明しているが、要するに相違は久近本迹、實相の體は同じである。或は本迹は堅の教相であつてそこに相違がある。權實は横の教相であつてそれは同體だ、という風に説いているのである」と日隆聖人の法體同異觀をあげて説明してゐるのである。

三、法體同異を諍う本圀寺と本成寺

本圀寺日靜の寂後、本圀寺を繼承した日傳と、同門の三才年長の日陣との間に諍われた法華經の法體本迹同異の論争は宗史上あまりにも有名である。

即ち、越後本成寺日陣と京都本圀寺日傳とは應永四年（一三九七）に、日陣が本迹の法體が本迹異なる旨を主張したことに端を發したのであると傳えられている。

日陣は、本迹異決、本迹二經淺深事、本迹二經實相理淺深事等を著して、本迹二經の法體は異ると主張したのである。即ち「若シ二經ノ實相ノ淺深ヲ立テズンバ、正像二代ノ弘經ト末代今時ノ弘經ト何ノ違目カアラン」と論じたのである。

此れに對して日傳は、本迹問答高廣義を著して、迹門より本門へ進んだ機根の上からは、勝劣があるが、その修行の法體から云えば勝劣はないと云つた。即ち「宗章勝劣體章一致」であると論じたのである。

だが日陣は、本迹が未だ分れていない前の眞理は未分一體であるが、能證の釋尊がそれを悟り、それを我々に教えられた教相の上では、その眞理は、釋尊が本迹として悟られ、我々に本迹勝劣の法體として分別されたものである。即ち、未分は一體だが、それを釋尊が法體として得られた已分は、不同であると主張したのである。即ち、不同があればそこには勝劣があり、よつて本迹の法體勝劣の異りは當然だと日傳に對決したのである。然し日傳は、法華經そのものには勝劣がないが、

果を主とする宗玄義の上においては勝劣がある。即ち、迹門方便品に説かれた實相は、本門に至つても實相そのものにかわりがなく、迹門で悟るところも本門に至つて悟つたところも共に同じ實相であつて、實相そのものに本迹不同なし、然し同じ實相であつても、それを悟る機情には勝劣があると主張したのである。このように法體は本迹同じであるとの本圀寺の説と、本迹勝劣の異りがあるとの本成寺の説が諍われた。

四、日隆聖人の本圀寺、本成寺兩説に對する法體同異觀

先づ本圀寺の體章一致宗章勝劣の本迹實相同體の法體同論に對する日隆聖人の批判を弘經抄より擧げると

(6) 體章ヲ以テ宗要ト爲シ、止觀ニ同シ本迹不思議一ヲ以テ當宗ノ宗旨ト爲シテ、五十五ヶ條ヲ造ルハ謗法ナリ。此ノ抄(五十五ヶ條)を見レバ疑ナク當宗ノ宗旨ニ闇クシテ過時ノ迹門流通外宣ノ玄文止ニ引移シテ、中古已來ノ末學ノ誤解ヲ加ヘシモノナリ云云

とあり、また

(7) 本圀寺ノ聖人日聰ハ五十五箇條ヲ造ツテ此ノ玄ノ一、ハヲ引用シテ本迹ノ實相一致ヲ以テ宗要ト爲スト云ツテ、上行菩薩日蓮大士ノ御手ニ渡ラズト云フトモ直ニ取ルベシト云ツテ、迹門ノ妙法蓮華經ヲ押ヘ取ツテ本尊ト爲ス間、悉ク謗法ト成リ畢ンヌ。諸門流又以テ之ニ同シ云云

等と、本圀寺日傳の資大智日聰が、日傳に代わつて應永十一年には五十五箇條の本迹問題をかかけ

て本成寺日陣に迫つたが、この五十五箇條を讀んだ日隆聖人が、本圀寺の體章一致の誤まりを指摘されたのである。また私新抄に

(8) 六條本圀寺ノ五十五ヶ條ニハ本迹ノ法身ニハ不同アリト成セラレタリ。其故ハ本迹ノ五重玄ニ約スル時ニ、實相ニハ淺深ナシ、宗要ニハ勝劣アリト云フ也。……

と云つて、本迹法身不同ありと云いながら本迹實相不同なしという本圀寺の説は誤りであるとの旨を述べ、また同抄に

(9) 若シ本迹ノ法身ノ不同ナクンバ實相ノ理ニモ勝劣ナシト云フベキ也。此等ノ義分ハ處處ノ釋義分明也。此外、當宗ノ本意本迹法身實相ニ勝劣アリト云フ義勢ヲ成ス可キ者也……

と、日隆聖人は法身の本迹、實相の勝劣にわたつて論じておられる。

次に本成寺の實相勝劣論について、遠く日陣を越後に訪ねたりして研究したと伝えられているが、極めて批判的であつた。即ち

(10) 越後本成寺ノ義ニハ本迹ノ實相ニハ勝劣アリ、本迹ノ法身ニハ不同ナシト成セラレル也。是レ以ノ外ノ不審也。他門ノ義ナレバ且ク之ヲ置ク

とあつて、實相と法身の不同の義について大いに疑問を懷き、この私新抄の次に、台當法身の不同を論じ、法身同を批判し、

(11) 當宗ノ意ハ迹門ノ意ハ迹門ノ意ハ不變法性ヲ以テ法身ト云ヒ、本門ノ意ハ隨緣法性ヲ以テ法身ト爲スト云フ、本迹法身ハ俱ニ迹中ノ意也。本門圓宗ノ實義ハ理極事遍ノ法身ヲ沙汰セリ。前ニ云

カ如ク迹門ノ法身ハ事理俱ニ理ナルヘシ。顯本常住ノ法身ト者、色相ノ法身也。何ゾ本迹法身ニ勝劣ナシト云ベキ耶

と、本成寺の本迹法身不同なしとの實相と法身觀の無分別を擧げて、その法義を破しておられるのである。

五、誤まれる日隆聖人に對する法體同異觀を糺す

前述の如く日隆聖人の本迹實相觀は、日陣の影響を受けて本迹の實相には不同ありと論斷しているが、その本迹不同の意味が徹底していない。と云つた批判がある。ところが日隆聖人は前述の如く日陣師にも、又本圀寺、日聰師に對しても批判的である。理論的な權實論、本迹論を以て、その異同を論述しておられるのである。即ち弘經抄に

⁽¹²⁾ 六條本圀寺住持日聰五十五箇條抄ヲ造リ、宗章ニハ本迹ニ勝劣アレドモ體章ニハ勝劣ナシ等ト建立シテ……體章本迹一致ノ義ヲ論ズルコト、宗旨無案内ノ至リナリ。本迹ノ大旨ハ本門ニハ宗章ヲ以テ經旨ト爲シ、體章ヲバ無ニ屬ス、報佛ノ宗ガ家ノ「非如非異」ノ文ヲ還ツテ方便品ノ實相ニ同ズ、故ニ本ノ十妙ニ體妙之レナシ、……結局體章ヲ以テ宗要ト爲シ、止觀ニ同ジ本迹不思議一ヲ以テ當宗ノ宗旨ト爲シテ五十五ヶ條抄ヲ造ルハ謗法ナリ。

と、本迹實相不同を明確に論じておられる。更に弘經抄には

⁽¹³⁾ 「本迹實相同異ノ事」尋ネテ云ク、玄義ノ一、八等ニ、五重玄ノ中ノ體章ヲ釋スルニ、此ノ壽量

照理ノ下ノ「如來如實知見三界之相」等ノ文、之ヲ引ヒテ釋シ玉ヘリ、本迹ノ實相一致ナリト云フベシヤ。答、玄ノ一、八ニ體玄義ヲ釋スト雖モ、先ヅ玄ノ一ヲ以テ之ヲ沙汰スベシ、……久遠ノ實相ハ五味主の體玄義ナリ、故ニ本迹ノ實相天地勝劣ナリ。既ニ爾前迹門ノ實相三千ハ、十界ノ佛界ノ果頭、慈父ハ始覺土民ナリ、隨ツテ三千實相モ定ラズシテ浮草ノ如シ、本門ノ因果國ノ事ノ三千ハ能覺ノ佛界慈父大王ナリ、此ノ大王の本智卽本智照境スル本地難思ノ境智ノ妙法實相ナリ。何ゾ本迹ノ實相一同ナランヤ

と至極明解に本迹實相勝劣を論じて徹底しているのであつて、不同の意味も明瞭である。

次に「四帖抄」の一節を引用して、實相の母（實相を母に譬えている）は本門も迹門も相違が無いが、久遠の佛、近成の佛という相違があり、境と智とを夫婦と考え、實相の王母には相違が無いが、王の久近には相違があると主張するところの日隆聖人は、宗章勝劣體章一致論者であると云う批判¹⁵が聖人に加えられていることについて述べると、

この批判は望月、執行兩師以外にもよく使われている。成程、この四帖抄のこの文は「本迹下種之母ノ實相ハ同體ナリ」また「下種實相之母方ハ本迹一致ナリ」とあつて、一應本迹實相同體を云云しているが如くである。然し同抄のその下の方まで読んでいくと

日蓮宗トシテ迹門ヲ用ル事ハ傍ナリ。助行也。所以ニ迹本相對シテ迹ノ父ヲ廢シ本ノ父ヲ顯ス。迹中ニ殘ル所ハ、體章圓理實相ノ母獨リナリ。迹門絶妙ノ母ト久遠下種ノ父ト相對スルニ、末代下種ノ爲ニハ迹門理圓ノ母ハ傍ナリ。裏ナリ。本門事圓ノ父ハ正ナリ。面ナリ。正面ノ本門父ノ

下種の研究

下種ノ爲ニハ、傍裏ナリ。迹門ノ母ハ熱益ト成ルナリ。熱益ハ即チ攝受ナリ。攝受ハ母、折伏ハ父ナリ。父ノ折伏ハ本因妙智ナリ。母ノ攝受ハ本因妙所證ノ境ナリ。境智冥合シテ、境母ノ法身モ常住ナリ。智父ノ報身モ久遠ナリ。久遠常住ノ境智一如ニシテ……下種ノ本尊、本因妙自受用報身ノ慈父ヲ成シテ、末代ノ本尊ト爲ス。故ニ知ンヌ、末代下種ノ時ニ久遠ノ父ヲ以テ正意ト爲シ、而シテ傍ニ迹門理圓ノ悲母ヲ兼用シテ本面迹裏ノ弘經ヲ成ズ、是レ日蓮宗ノ本意ナリ。次ニ當家ノ意ハ、迹門ヲ取用ルハ三五下種ハ俱ニ本門ノ意ト約束シテ、迹本俱ニ下種ノ邊ハ五味之主ナル間、本門ニ屬シ迹門ヲ用フル事コレアリ

と釋して、迹の實相を使う意義を述べられておられるのである。即ち、下種に約して論ずる場合は、本地の本門に本迹ともに屬さしめてこれを用うるのであると論じている。故に、本門で用うる實相は、先に用いた迹門の實相とは既に異なるのである。と云われているから、聖人を批判する人たちが、拾い讀みをせず、全文にわたつて眼を通せば、誤解をまぬがれるのである。今すこし、四帖抄の文を挙げると、

天台玄・文・止三部ハ多分理ニ約シテ本迹ヲ判ジ、在在所所ニ。然ルニ優劣ヲ以テ本迹ヲ判ゼズ但ダ久近ヲ以テ本迹ヲ判ズト之ヲ判ジテ本迹雖殊不思議一等同云ヘリ。是即迹化迹門天台妙樂釋義ノ趣ナリ。日蓮聖人諸御抄ノ大旨ハ事ノ本迹ヲ依用シ玉フ故ニ本迹實相ニ不同ヲ存ス。

と申されて當宗と天台宗との本迹觀の違いを指摘され、實相に本迹不同ある旨を明らかにせられてゐる。即ち、本迹實相不同というのは天台の本迹雖殊不思議一という實相觀からの發想であつて、

本迹一致がそのまま天台の實相同體觀であると云われている。もう少こし聖人の弘經抄から本迹の實相勝劣不同の文を擧げておこう。

⁽¹⁷⁾久遠の實相は五味主の體玄義なり。故に本迹の實相天地勝劣なり。既に、爾前述門の實相三千は、十界の佛界の果頭慈父は始覺土民なり。隨つて三千實相も定らずして浮草の如し、本門の因果國の事の三千は能覺の佛界慈父大王なり。此の大王の本智即本智照境する本地難思の境智の妙法實相なり。何ぞ本迹の實相一同ならんや。

⁽¹⁸⁾迹門にて妙法蓮華經はありと雖も、上行の御手に請取り玉わざる間、日蓮大士の御手にも請取り玉わざる故、末代の衆生にも授與し玉わず、故に我等が爲めには去年の曆の如し、されば末世の本尊にあらず、何ぞ此の實相を取つて末相法應の體玄義と爲さんや、と云われて、本迹の實相の相違をはつきりと論じておられる。

六、日隆聖人は本勝劣迹の法體觀なり

前述の如く聖人の本迹法體觀は、本迹勝劣の立場にたち永異不同の法體觀であることが以上によつて知られるが、今しばらく、その主旨を徹底してみたいと思う。

四帖抄の本迹法體不同

聖人が四帖抄で力を注がれた法華天台兩宗の本迹勝劣は、微に入り細に亘るものであつて、天台の本迹雖殊不思議一の立場は約理の實相であり、その場合の實相の體においては「久遠本門ノ實相⁽¹⁹⁾

ト今日迹中ノ實相ト同體ナリ」……「此等ハ久近實相理等シト判ゼルナリカクノ如キノ本迹ハ名ハ本迹義ハ權實ナリ。本迹トハ云ヘドモ佛母實相之上ノ本迹ニシテ一經三段門之本迹ナリ」……「仍テ此ノ本迹ハ迹中之本ニシテ其ノ體權實ナリ。故ニ知ヌ又本迹實相一致ト云ニ更ニ相違アルベカラザルモノ也。次ニ當宗ノ意……」と述べられて、迹中佛母實相の上の本迹實相は一致にまちがいないが、次に當宗の立場はと直ちに説明を加え、二經六段門より出た本迹は事の本迹であり「此ノ事ノ本迹トハ本上ノ唯本ニシテ眞實之本迹ナリ」……「所詮事ノ本迹ハ人法ノ中ニハ人ニ約ス、人トハ佛ナリ……理ノ本迹ハ人法ノ中ニハ法ニ約ス、法トハ實相ナリ所説ノ經ナリ。」と本迹二門の人の法のとおり方を明らかにし、天台では法の上で本迹雖殊不思議一と云つてゐるが「目蓮聖人諸御妙ノ大旨ハ事ノ本迹ヲ依用シ玉フ故ニ本迹實相ニ不同ヲ存ス」と當宗の立場をあきらかにされているのである。そして四帖抄の次下には、此の天台の權實判の立場に立つた本迹實相同體、當宗の本迹判の立場に立つた本實實相不同について詳細に説明を加えられている。即ちその一節を挙げると

⁽²⁰⁾ 拂迹顯本ト云ヘリ故ニ顯本ノ圓ニ對シテ迹中四教對判ノ諸部ノ圓ヲ拂フ時、本圓ノ實相ト迹圓ノ實相ト相隔テラレテ、自ラ迹ノ實相ハ拂ハルル間、本迹實相ニ勝劣ヲ存ス、廢迹立本ノ實相獨リ常住久遠ナリ

と仰せられて拂迹顯本の故に本迹實相不同、但し廢迹立本されたところの實相のみ常住と妙法實相の常住を説かれている。更に次下に

⁽²¹⁾ 事佛トハ壽量品ニ正在報身ト定ムル處ノ本因本果ノ報身此ノ報佛ノ上ノ本迹ハ眞實ノ本迹ナリ。

此ノ本迹ノ功德ヲバ妙法蓮華經ト名ケ從本垂迹・拂迹歸本・三世常恒ニ迹ハ所廢、本ハ能廢ナリ。何ゾ妙法ノ法體ニ於テ本迹勝劣ノ義ヲ存セザラン耶

と仰せられて妙法法體に本相勝劣の義があきらかに存在していることを説かれているのである。このように日隆聖人の四帖抄は本迹勝劣の法體觀をもつておるのである。

次に、「本迹下種之母ノ實相ハ同體ナリ」との四帖抄の文によつて、日隆聖人を天台の實相同體説と同じであると論斷する此の文の前後について述べると、この文のある四帖抄は、四帖のうち第二の「第四、天台用ニ約教釋、爲ニ止觀要樞」諸御抄破ニ約教釋、用ニ約部本迹釋、不同下の第二項の玄文止意兼ニ帶爾前圓教ニ而用ニ法華經、諸御抄意破ニ爾前ニ傍帶ニ迹門ニ正用ニ本門ニ事」との見出しがあり、然も、此の第二項の初めに「爾前諸經諸宗無得道ト折伏スルノミニ非ズ、迹門無得道ト破スル也。一切衆生眞實ノ得道ハ本門ニ在ルナリ」と説いて迹門を廢破して次に「若シシカラバ何ゾ傍ニ迹門ヲ用フルヤ。答フ迹門ヲ破スルハ……」と、迹門を破する理由をあげ、而して、「然レバ眞實之本門下種トハ」と眞實之本門下種を論ずる文中に實相同體説がでてくるのである。

然し、此處の文章は問答體になつており、前文の「迹門無得道ト破スルナリ一切衆生眞實ノ得道ハ本門ニ在ルナリ」との文を受けて「若シ爾ラバ何ゾ傍ニ迹門ヲ用フルヤ」と、迹門無得道と破しながら方便品などを讀み、迹門開顯の諸法實相などをを用いるのはなぜかとの理由を問うのに對して答えるところの文章である。従つて、問題になる箇所を擧げると

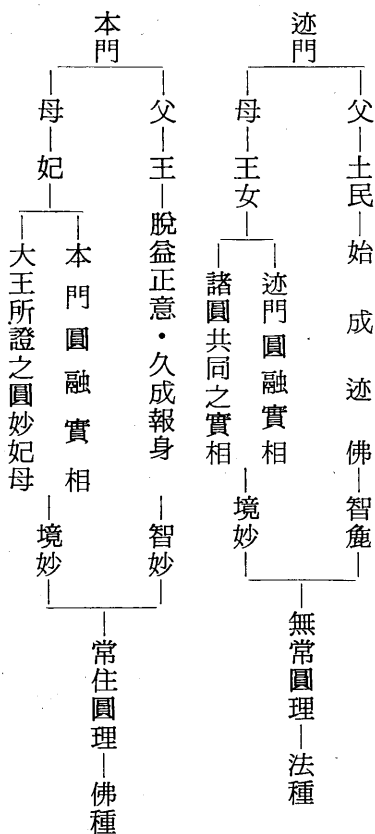
A、然レバ眞實之本門下種トハ、久遠本佛之父大王所證之圓妙妃母ト和合シテ下種ヲ成ズ、是レヲ

下種の研究

實ノ久遠下種ト名クルナリ

B、此の本門下種ヲ以テ大通下種ヲ見レバ、始覺近成之土民之釋尊ノ父ト、諸圓共同之實相王女ノ母ト和合シテ下種ヲ成ズ

とあり、本門は圓融實相の境と久成報身との境智冥合により常住の佛種の下種を成ずるが、迹門は諸圓共同の圓融實相と始覺近成の迹佛と境智冥合して無常の法種の下種を成ずると述べておられる。即ち圖示すると



このように本迹二門の實相の理法は、事たる智の妙窟によつて迹門無常の圓理にも本門常住の圓理

にもなるというのである。したがつて人法の人の方から本迹實相を分別して迹門實相を諸圓共同の實相、本門を大王所證の円妙妃母の實相と區別されている。人の方から母なる實相をみる時は「故ニ父方ヲ以テ之ヲ論ズレバ大ニ本迹勝劣アリ」と申されているように本迹實相に勝劣を説かれてい

る。
ではなぜ實相同體説が出てくると云えば、聖人が下種實相の母方の立場から論じている場合を見すぐすからである。即ち

不思議一ハ母方ナリ。又二門ハ父ナリ。體ハ母ナリ。又本ト迹トハ父ナリ。權實ハ母ヲ論ジ。本迹ハ父ヲ論ズ

とあるように「權實ハ母ヲ論ジ」「本迹ハ父ヲ論ズ」等の文を見すぐすからである。したがつて權實論に立脚して、

故ニ母方ハ（と權實論というならばと但書をされて）大通下種之王女ノ母モ上臈ナリ。本門久遠下種之王女ノ母モ上臈ナリ。故ニ本迹下種ノ母ノ実相ハ同體ナリ

と云われたのである。したがつて本迹論に立脚しては

故ニ父方ヲ以テ迹ヲ論ズレバ（と本迹論というならばと但書をされて）大イニ本迹勝劣アリと申されたのである。權實論の上の本迹実相上臈説を以つて日隆聖人の本迹勝劣実相論を見誤つてはならないのである。

（未 完）

下種の研究

註(1) 柱林學叢 第五號

四三頁

(2) 日蓮教學の研究

三四三頁

(3) 日蓮宗教學史

一一八頁

(4) 日蓮教學の研究

三四四頁

(5) 日蓮宗學全書

一一三頁

(6) 日隆聖人全集

二九三頁

(7) 〃 第三卷 第九卷

二四三頁

(8) 日蓮宗學全書

一一一頁

(9) 〃 〃 〃 本門法華宗部第一

一一一頁

(10) 〃 〃 〃 〃

一五〇頁

(11) 〃 〃 〃 〃

一五五頁

(12) 日隆聖人全集 第三卷

二九三頁

(13) 〃 第九卷

二四二頁

(14) 法華天台兩宗勝劣抄 四帖之内第二

(八三頁)

(15) 日蓮教學の研究

三四四頁

(16) 法華天台兩宗勝劣抄 四帖之内第一

(二六頁)

(17) 日隆聖人全集 第九卷

二四一頁

(18)	〃	第九卷	二四三頁
(19)	法華天台兩宗勝劣抄	四帖之内第一	(二五頁)
(20)	〃	〃	
(21)	法華天台兩宗勝劣抄	四帖之内第一	(二七頁)
(22)	〃	四帖之内第二	(八三頁)
(23)	〃	〃	(八五頁)
(24)	〃	〃	(八三頁)